総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 第7回ガスシステム改革小委員会

日時 平成26年4月3日 (木) 10:00~11:52

場所 経済産業省本館2階東3共用会議室

1. 開会

○山内委員長

それでは、定刻でございますので、ただいまから第7回のガスシステム改革小委員会を開催いたします。本日ですけれども、本日は前回、ヒアリングの後に議論をいただきましたけれども、その中で論点1で小売事業にかかわる制度について議論を行いたいと思います。それでは、事務局からまずオブザーバーの方のご紹介を願いたいと思います。

○ガス市場整備課長

本日は、日本ガス協会、蟹沢俊行副会長・専務理事、日本コミュニティーガス協会、松村知勝 専務理事、そして電気事業者から関西電力株式会社、北村仁一郎グループ経営推進本部副部長が 出席されています。また、公正取引委員会、消費者庁及び総務省から出席があります。

プレスの皆様の撮影はここまでとさせていただきます。傍聴は可能です。引き続き傍聴される 方はご着席ください。

2. 議事

○山内委員長

それでは、議事に入ります。本日は資料3、この資料3に論点がございまして、この論点について委員の皆さんにご議論いただくということでございますが、まず事務局から資料3の説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○ガス市場整備課長

資料3をご覧ください。前回ご確認いただいた今後の進め方及び論点のうち、論点1の小売事業に係る制度で掲げた6つの論点の参考資料をまとめています。

1ページにある論点1-1は、事業類型の見直しです。

3ページをご覧ください。3ページの表でまとめたとおり、現行のガス事業法は、一般ガス事業者に加え、大口小売の自由化の際に大口ガス事業者を規定し、託送供給を一般ガス事業者以外でガス導管を維持・運用する事業者にも義務づける際に導管事業者を規定する形で、事業類型が

増えました。小売の全面自由化により、特定の事業者に許可した供給区域で小売事業を独占的に 行うことを認める制度を廃止するならば、これらの類型は、5ページの上の図にあるように、ガ ス導管事業とガス小売事業の大きく2つに整理できるのではないか、これが論点です。

続きまして、5ページ目の下にある論点1-2は、そのうちの小売事業の参入規制として、6ページから9ページにある①届出制、②登録制、③許可性のいずれが適切か、これが論点です。 他法令はそれぞれの選択肢の条文のイメージがわかるよう引用しています。

続きまして、10ページ論点1-3は、現行制度の料金の事前審査制度は全面自由化後も必要か、 それとも事前の審査はなくし、事後的監視は行うのか、これが論点になります。

これに関連して、11ページの論点1-4は、特にそのような事前の料金規制を仮に置かない場合、料金などの小売の供給条件や契約内容を消費者に明確に示すことは当然として、これらの供給条件を公表するまたは行政に届け出ることを義務づけるか、これが論点になります。

次に、14ページにまいりまして、論点1-5は、小売事業者には毎年度どの程度ガスを小売するか、またその地域はどこかなどの事業計画の提出を求めるべきか、これが論点になります。

最後に、16ページにある論点1-6は、いわゆる最終保障サービスについて、電気事業法と異なり、ガス事業法は大口自由化に際してこの制度を導入していなかったところ、これを全面自由化に際して設けるべきか、これが論点です。以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。今ご説明ありましたように、きょうの論点は1-1から1-6までと6つございまして、論点を明確にするために、今の1から6までのうち、2つずつまとめて議論をしたいというふうに思います。ですから、最初は1-1と1-2と、それからその次に1-3と1-4と、こんなふうな感じでございます。

それでは、まず論点1-1、事業類型の見直し、それから論点1-2、都市ガス小売事業に対する規制の程度について、これについて委員の皆様からご意見、ご質問を伺いまして議論したいと思います。

なお、恒例でございますけれども、ご発言をされるご希望の委員の方は、お手元の名札を立て ていただくと、こういう手順にしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、どうぞご発言があればお願いしたいと思います。

特にございませんか。事業類型については、今ご説明がありましたように、これまでの制度の 見直しでかなり複雑になっているというようなことだと思います。それはそれで事業の規制について、これまで、95年に最初に大口自由化しましたけれども、そういったところから拡大されてきて、それが今の複雑性を呼んでいるということでありますが、システム改革ということであれ ば、その辺の整理ということも必要で、それを事務局からご提案をいただいたということであります。これについて何かございますでしょうか。

なかなか司会進行が困るようなあれですけれども。よろしいですかね。それでは、また後ほどお気づきの点とかあるいはご意見がある場合はご発言いただくということにいたしまして、1-2の参入規制、これについてどうでしょう、小売の事業についての。電気の改革なんかは先に進んでおりまして、そういうものを参考にということだと思います。それから、ここには事業規制の類型というのを書いていただいて、電気だけではなくて、他事業ですね、運輸であるとか、そういったところも参考にしていただくような形になっておりますが。

古城委員、どうぞ。

○古城委員

ここで出ているのは届出制とか登録制、どういう受け皿で参入を規制するかという、制度上の受け皿が提示されていますけれども、実質的な話はやっぱり今の小売について需給調整をするかどうかですね。参入が需要に対して過剰にならないことということを、一般の小売業については要件として外すかどうかということは、実質的なポイントだと思いますので、この点はやっぱり必要ないという、参入自由化というのではこれは外すということになると思いますね。外したほうが私はいいと思っております。

そして、外した場合の受け皿はどうなるのかといいますと、需給調整はしないということになりますから、今までの擁護法の使い方だと、経済産業省のガス事業法ですと、これ、今の許可性というのは需給調整をするときの許可性というふうに呼んでいるんですから、その需給調整を外すということになったら、それより軽いですね。登録制という受け皿にしたほうが変化がはっきりしますので、登録制にしたほうがよろしいんじゃないかと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

ほかにご意見ありますか。引頭委員、どうぞ。

○引頭委員

ありがとうございます。先ほどの論点1-1にも関係しますが、事務局がご紹介されました3ページを見ますと、今、小売の大口のガスの事業者は届出だけになっています。先ほど事務局のほうでご提示されました小売と導管に分けるという案については、さまざまな経緯で少し複雑になってしまっているガス事業者を分かりやすい類型にするということで賛成ですが、そうなりますと、大口のガス事業者の届出制を継続していくことが果たして妥当かどうかを考える必要があ

るかと思います。

頂戴した資料を拝見していると、6ページ目、7ページ目に届出制、登録制について詳しく書いてあります。これによりますと、行政が事業者に退出を求める制度かどうかという点が一つの大きなポイントになっていると思います。届出制ですとなかなか退出を求めることは難しく、登録制の場合は登録抹消という形で行政に権限が残るということになります。ただ、一方でできるだけ自由化は進めたい。そうはいっても、やはり悪質な事業者であるとか何か問題が起きたときに、行政がアクションを起こせるようにしておく必要はあると思います。そのように考えますと、登録制というのが妥当ではないかと思います。以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。そのほかにいかがでしょうか。松村委員。

○松村委員

私も登録制でいいと思います。念のために、私と古城委員と許可制に関する理解が若干異なるので確認させてください。古城委員は今の発言で、許可性と登録制の違いは需給調整をするのが許可性で、しないのが登録制とおっしゃったような気がするのですが、この理解を私はとっていなかったので確認させてください。私の理解では、許可制で公共の利益を阻害しないかどうかを判断する、公共の利益というときに、需給調整という発想も入るかもしれないのだけれども、許可性をとっていたら倫理必然的に需給調整を考えるわけではない。こんな理解をされると、他の分野で許可性をとっているケースに関して相当まずいことになる。そういうお考えだということは承りましたが、この委員会はそういう判断で許可性をとらないのではなく、ここの資料で書かれている通りの理由で登録制を選んだ、ということを言っておく必要はあると思います。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。永田委員があれですけれども、古城委員、多分反論があるので、どう ぞ。

○古城委員

私、法律学者なんですけれども、教科書的な説明からいいますと、広い意味の許可性というのは、事業遂行能力を見るか、それとも事業遂行能力のほかの市場全体に対する影響というか――
需給調整ですね――需給調整というのを見るかによって、タイプが分かれます。両方見るものがよく言われる公益上の特許性だとか免許制と言われている言葉で教科書的にはなっていますね。それから、今言いましたように需給調整をしないのは、狭義の許可性というふうに整理されると。狭義の許可性のうち、法律で許可の要件を詳しく書いて、行政というのはそれに当てはまるかど

うかだけ確認するというタイプは登録制。そうじゃなくて、蓋然的に事業遂行能力を法律で書いてあるので、行政庁がその内容を明らかにして、いろいろ判断する、裁量があるものが許可性と、 こういうふうに分類されると思うんですよ。

こういう教科書的になっているんですけれども、今のガス事業法の使い方は、この免許制も含めて許可という言葉をガス事業法は使っているのが今の現状ということですから、それより軽くなったということを示すために登録制にしたほうがよいということで、そういう話ですね。許可制というのは必ず需給調整を含むということは、全くありません。そういう趣旨を言うために私は述べたのではありません。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。他の事業分野だと免許制という言葉が多くて、電気事業法とガス事業 法が許可制という言葉を使ってきて、古城委員の解釈は、ですからそれが免許制に近い。

○古城委員

そうそう。だから、タクシーの場合は、かつて需給調整やっていたのを、需給調整を廃止した ので、タクシーの免許制から許可制という言葉で呼んで、普通は免許制から許可制というふうに する。今度、ガス事業法でやるのも免許制から許可制なんだけれどもというふうに、教科書的に 行うなら、そういうことになると思います。

○山内委員長

そこで、今の条文から言えば、許可制から登録制というのが内容的には合っているんじゃないかと、そういうことですね。よろしいですか。ありがとうございます。それでは、永田委員、どうぞ。

○永田委員

ありがとうございます。引頭委員がおっしゃられた届出制と登録制について、大きな違いは退出を求められるか否かですが、これは重要なポイントと思います。一方で、例えば登録制であったとしても届出制であったとしても、一旦、例えば登録制の中で退出を求められた事業者が、再度登録申請をして、また参入をすることが出来ます。その事業者が登録抹消されたとしても、その後、再登録した場合は、要件を満たせば登録されるということになります。この場合でもその事業者をきちんと確認する手続として、その事業者の氏名であるとか名称であるとか住所であるとか、そういったものをある程度確認できる手法を担保したほうがいいと考えます。事業者が健全である事業者であるということと、それをきちんと管理、コントロールできるような仕組みがあったほうがよろしいのではないかと個人的には思います。

届出制は退出は求められないですけれども、事後的に行政が業務改善や事業停止等を命令でき

ます。これは結構、個人的には重いものではないかと思っていまして、したがって届出制か登録制かを選択する際に、退出を求める求めないのほかに、事業者をきちんと把握できるということが担保できるならば、、例え届出制であっても、ある意味では十分重い制度ではないかと、個人的なコメントをさせていただきたいと思っております。

○山内委員長

ありがとうございます。古城委員、もう一度発言されますか。いいですか。ほかに論点1-1と論点1-2についていかがでしょうか。失礼しました。では、オブザーバー、関西電力さん。 〇関西電力

論点1、2に触れる前に、少しだけ総論を述べてもよろしゅうございますか。最初に、当社の ガス事業を含めました総合エネルギー事業の展開と今回のガスシステムの改革に期待することに 触れさせていただきたいと思います。

当社は、電気に限らずお客様のエネルギーの利用形態に合わせまして、ベストなエネルギーを提供させていただくというコンセプトを持ちまして、平成12年以降、タンクローリーによるLNGの販売とか姫路のLNG基地におきまして熱量調整設備等の自前の託送設備を設置いたしまして、託送供給制度を用いたガスの供給を行ってまいりました。また、二重導管の規制によりまして、限定的ではございますけれども、堺のLNG基地の近傍のお客様に自営導管によるガス供給も行ってまいったところでございます。特に託送供給のために、熱量調整設備や付臭設備あるいは同時同量のシステムを自ら設置するとともに、お客様の設備のガス保安のために広範囲に24時間体制の整備を行いまして、大口ガス事業に参入している新規参入者というのは、私どもだけではないかという認識をしているところでございます。

さらに、電気、ガスといいましたエネルギーの供給にとどまらず、グループ会社を使いまして、 受変電設備等の設計から建設、運用、保守までを一括して提供するユーティリティサービスを通 じまして、お客様のエネルギーに関するトータルソリューションを提供するという総合エネルギ ー事業を展開してきておりまして、お客様の選択肢の拡大と満足度の向上に取り組んでいるとい うところでございます。

今後、ガス市場におきまして小売の全面自由化がなされる場合には、家庭用も含めまして、新たな自由化の対象となるお客様へのガスの供給や、マンションとかテナントビル等へのガスの一括供給など、幅広に検討を行いまして、最適なエネルギーの提供に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。また、電気・ガス、ユーティリティサービスなどを組み合わせました複合サービスによりまして、新たな付加価値を創造して、お客様に提供していきたいと考えているところでございます。

しかしながら、今後、私どもがガス事業を継続・拡大していくためには、この自由化の範囲の拡大とあわせまして、時期も含めて、既存事業者の方々と対等な立場で競い合えるような、公平な競争環境の整備が不可欠であると考えているところでございます。特に、前回の小委員会でご提示をいただきました論点にございます保安のあり方、それから同時同量制度、二重導管規制、託送料金の透明性向上など、託送供給制度につきましては、公正な競争環境の観点からぜひとも今回見直しを行っていただきたいと考えるところでございます。加えまして、先ほど申し上げましたマンションとかテナントビル等への一括供給につきましても、現状ではガスの場合は困難というふうに聞いておりますが、今後、託送供給制度の見直し等々、あわせてご議論賜ればと考えているところでございます。

ちょっと総論長くなりましたが。すみません。今回の論点1、2についてでございますけれども、事業類型の見直しにつきましては、資料にご記載のとおり、ガスの小売事業とガスの導管事業の2分類が基本ではないかと考えるところでございます。また、ガスの小売事業に対する規制でございますけれども、私ども新規参入の立場から考えますと、過度の規制によって自由闊達な事業運営が制限されるようなことがないことが望ましいと考えているんですけれども、一方では、安定供給の確保とか利用者の方々の保護の観点というのは非常に重要なところでございまして、その双方を見据えた上で制度設計が必要であるということを考えますと、登録制というのをベースに議論を進めてもよいのではないかと考えるところでございます。少し長くなりまして、申しわけございません。

○山内委員長

ありがとうございました。ほかに。橘川委員、どうぞ。

○橘川委員

議事の進め方なんですけれども、オブザーバーの方の性格なんですが、きょう取り上げている 論点についてご意見を伺うというのはよくわかるんですけれども、そのたびに皆さんが総論の話 をされますと、事実上、お呼びしてヒアリングしてきた人と何だか同じ権利が与えられるような 感じがして、ちょっと違和感を感じたので。今後のこともありますので、その点ちょっと確認し たいと思います。

○山内委員長

わかりました。ちょっとこれについては事務局とも相談の上、対処したいと思いますけれども、 これからもオブザーバーの方はいろいろな方に出ていただくということになりますか。

○ガス市場整備課長

論点それぞれについての範囲でお願いするので、ちょっと最初の発言は初めて電気事業者がい

らっしゃったということで特別扱いにしますけれども、今後はそれぞれ示した論点についてオブ ザーバーの方の立場から意見を言っていただくという形に整理をしたいと思います。以上です。

○山内委員長

そのような整理でよろしゅうございますか。ありがとうございます。

○関西電力

時間をとりまして、申しわけありません。

○山内委員長

松村委員、どうぞ。

○松村委員

今の橘川委員の理解でいいとは思うのですが、もしそれを厳密に主張するなら、そもそも新規 参入者からヒアリングをするなり、新規参入者が全体的な意見を表明する場を設けるなりが不可 欠だと思います。したがって、今日の発言に関しては、今後もずっと続くのではなく、今後は主 にそれぞれの論点ごとに意見表明が出てくると思いますが、決してオブザーバーとしておかしな 発言ではなかった、当然すべき、委員会としても情報価値のあるありがたい発言で、内容も新規 参入者の要望としては適切な発言であったと認識しております。

○山内委員長

今後の進行につきましては、事務局とも相談いたしますけれども、今、松村委員おっしゃった こともまた正論だと思いますので、その点も含めて相談をさせていただきます。ありがとうござ います。

論点1、2についてほかにご議論ございますか。これは今オブザーバーで関西電力さんが発言 されましたので、日本ガス協会のほうから何かあれば。

○日本ガス協会

今、委員の方々からいろいろご意見があった方向でぜひ検討していただくと、我々としてはあ りがたいというふうに考えております。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。それでは、日本コミュニティーガス協会は何かございますか。

○日本コミュニティーガス協会

この資料では簡易ガス事業についてはとりあえずおいておくということにはなっておりますが、 基本的に、事業類型としては小売事業と導管事業ということで問題ないんだろうと思っておりま す。それから、規制の程度については、若干登録制というのがどのような規制の強さがあるかと いうのはあるのかと思いますけれども、基本的には問題ないと思います。できるだけその考え方 として、新規参入がしやすい形というのを考えるということだろうと思います。

○山内委員長

ありがとうございました。この論点1、2につきましてほかにご意見、ご発言ございますか。 どうぞ、柏木委員。

○柏木委員

届出制だとか登録制だとか許可制だとか、今、委員の方々のお話だと、登録制が妥当じゃないかという意見がマジョリティーだと思います。けれども、これは長期というか、今後変化し得るのか、あるいは、何年かの時限でこういう例えば一つの登録制なら登録制という形で進めていくのか、それとも自由化が本当に自由になってきて、価格がそれによって競合状態に入ってくると、もちろん安定供給ということも担保されてくればですが、より垣根を低くして、届出制になる可能性もあると、こういうふうに考えてよろしいんですか。そこら辺ちょっと質問です。

○山内委員長

事務局のお考えを伺いたいと思います。

○ガス市場整備課長

制度ですので、もちろん将来的に変更することはありますけれども、今回提示しているのは、 当面に限って置くという前提ではなくて、将来何があるかはわかりませんけれども、とりあえず これでやっていこうということとして、登録か届出か許可かということをお尋ねしているという ことです。自由化の進み方とか、もちろん時期によって変わってくるとは思うのですけれども、 それにかかわりなく届出、つまり退出ができないけれども命令ができるという程度なのか、登録 をして最後は抹消ができるのか、それとも許可という形にするのかという形でご議論いただきた いと考えております。

○山内委員長

よろしゅうございますか。多分、参入するかしないか意思決定については、かなり比較的長い スパンであると思うので、その間に制度が変わるということは、逆に参入を妨げることにもなり かねないですよね。そういう観点からすると、今事務局からご説明があったような理解が一番妥 当ではないかというふうに思います。そのほかにいかがでしょうか。失礼しました。杉本委員。

○杉本委員

行政が業務改善命令、それから登録を抹消できる登録制度を支持します。

○山内委員長

ありがとうございます。ほかによろしいですか。それでは、今論点の1と2についてご議論いただきましたけれども、事業類型につきましては、事務局の資料がガス小売事業とそれからガス

導管事業の2つに分けてはどうかということでありまして、これは皆さんのご支持を得られたというふうに思いますので、このように整理をする方向で取り扱えたらというふうに思います。

それから、論点の2ですけれども、小売事業の規制の程度ですけれども、これにつきましては、 基本的に皆様、登録制が適当というご意見だったと思いますが、それについて少し附帯的な意見 がございましたので、その点は今後の詳細な制度設計で考慮していただくということだと思いま す。という形でよろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、論点1-3、論点1-4に進みたいと思います。論点1-3ですけれども、小売料金規制の必要性、それから、論点1-4は、利用者保護の観点からガス小売事業者に課すべき義務についてでございます。これにつきまして、委員の皆様からまずご意見、ご質問を承りたいと思います。いかがでございましょうか。

小売の料金につきましては、かなり皆様ご関心のあるところであると同時に、電気事業のシステム改革では、料金について何らかのレギュレーションといいますか、基礎を残すというふうな方向が打ち出されているというふうに聞いております。それについてガスの場合はどうなのかということと、それから、小売事業者に課すべき義務として、利用者保護の問題、それから供給条件等、そういったものについてどうするかということでございますが、いかがでございましょう。どなたも発言ございませんか。じゃ、引頭委員、お願いいたします。

○引頭委員

ありがとうございます。料金規制についてでございます。今回のシステム改革の目的の一つとして、消費者がいろいろな選択肢を享受できることが挙げられています。これは裏を返せば、事業者の方もいろいろな料金メニューをより自由に提示できるということでもあると私は理解しています。このように考えますと、論点1-3に関しては、現在小口で導入されております総括原価方式については、自由化を進めるうえで、やはり適切ではないということになるのかと思います。

しかしながら、事業者がどのような料金で販売しても良い、ということになりますと、それは それで困った問題になってしまう可能性もあります。海外では、レベニュー規制であったり、コストのほうの規制であったり、あるいは単価についての規制であったり、が存在しています。自由化しながらも、行政が大枠で見ているわけです。それをどういう形でつくり込むかは難しい議論ではありますが、何かの形で行政がモニタリングできるような仕組みは必要ではないか思っております。

それから、論点1-4の消費者保護の観点からについてですが、先ほど申し上げたように、消費者の方々が比べられるようにする、また一方で、事業者の方々も他の事業者がどのような事業

展開をしているのかについての情報も得られる、ということを考えますと、やはり情報開示は非常に重要なポイントになると思います。ここではインターネットなどを用いながら開示するのが良いのではと書かれています。詳細についてはいろいろと詰めるべきところがあると思いますが、情報開示は一番大事なポイントであり必要であると思います。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。ほかに意見ございますか。松村委員、どうぞ。

○松村委員

まず、頭の整理として、競争が機能せず規制なき独占になる可能性を考慮して消費者保護のためにやるべき規制と、透明性等の観点から、競争が機能してもしなくても、新規参入者を含めて全ての小売事業者に課すべき規制を分けて考える必要があると思います。電気のところで一定程度規制を残すと、座長からご紹介があったのですけれども、私は、これは現在の一般電気事業者に当面かかる規制と理解しています。規制なき独占の懸念から行われる規制で、全ての小売事業者にかかるものではない。

規制なき独占になって、事業者は料金を上げる自由だけ得て、実質的な競争が起こらないということがおこったら困るという観点から、現在の一般電気事業者に暫定的にかかる規制だと思います。これに対して、透明性だとかに関して、先ほどの事務局のご説明でもあったように、料金表を渡す等というのは当然のこととして、透明性に関してこれ以上の規制を事業者の課すとすれば、それは全事業者が対象になるものだと思います。これ以降発言する人は、内容から自明であるケースを除いて、どちらの規制の話をしているのかを明らかにした上で発言する必要があると思います。

前者のほう、規制なき独占に対するおそれに対応する規制に関して申し上げます。ヒアリングで、約款を全て届け出て、その料金でないと供給できない、選択約款を設けるとしても、その届けたものの中からしか選べないというやり方だと、LPガス等との競争の観点から非常に不利になり、むしろいろんな問題が起こってくる、という懸念を具体的に出された事業者が複数あったと認識しています。それはそれでもっともな意見だと思います。全ての料金を届け出て、その料金表以外は使えないという形にする弊害は、私たちも再度認識する必要はあり、恐らくそのやり方はとらないのだろうとは思います。

しかし全ての料金を届け出るルールを採用しないからといって、では料金を全く届け出ない、 一切自由にするというのがいいかというのは全く別問題。約款を少なくとも1つは届け出て、基本的にはこの料金でなら供給するというのは出すけれど、これ以外の料金をつけたり、そこから ディスカウントしたりというようなことは自由にできるという制度設計もあり得ると思います。 この届け出たものが著しく不当でないかどうか、自由化のどさくさに物すごく上げていないかど うか確認するということぐらいのチェックは、あってもいいと思います。

ただ、この場合にも、伊東ガスがヒアリングで具体的に指摘したわけですが、リバランスがある程度必要ということはあるかと思います。従来の料金体系よりも、例えば基本料金は上がるけれど従量料金は下がって、大多数の普通の消費者にとってみれば今までより不利になっていない料金を届け出るけれども、ごく少数の、例えば別荘だけ持っているとかというような人にとってみると今までより少し不利になるとかいうようなものを、絶対いけないと規制することの弊害を私たちはヒアリングで十分聞いているので、その点も配慮して制度設計する必要があると思います。以上です。

○山内委員長

確認ですけれども、届け出のような制度が必要だということだと思いますね。その……

○松村委員

届け出のような制度はあってもいいのではないかと思います。

○山内委員長

なるほど。その場合、約款を届け出るんですか、それとも料金そのもの。

○松村委員

約款のつもりでした。そこには料金の決め方のルールのようなものが書かれていると理解しています。例えば燃料費調整制度のようなものが導入されていれば、そういうふうに書き込む、結果としていくらになるのかまで厳密に書き込むというつもりではありませんでした。

○山内委員長

それで自由度は増す、制度的にどうなのかというのは1つ検討があるかもわからないですけれ ども、ご意見として承りました。ありがとうございます。

○松村委員

それでは不十分、もっと強い規制が必要だ、と言う主張ならまだわかるのですけれども、もし 今私が言った、少なくとも一つの約款を届け出るという規制でも重過ぎるという主張がもしあれ ば、理屈がわかりかねますので、もし委員でそのような意見をお持ちの方がいらっしゃれば、そ の理屈を明らかにして、意見をお願いします。

○山内委員長

ありがとうございます。柏木委員、どうぞ。

○柏木委員

原則的にはこの自由化というのは、料金は市場が決めるというのが原則だと思います。特に電

力の自由化があり、ガスの自由化があり、ガスアンドパワーのような、私なんかは常にエネルギーサービス、総合的なという。先ほど関電さんもおっしゃっておられたように、電力がガス売って、電力も売っている。あわせてトータルで最も最適な使い方ができるような場合には非常に低廉になるとか、そういうビジネスモデルの多様化というのがこの自由化のもたらす大きなメリットだと思っているわけですよね。

そうなると、やっぱり原則、規制料金は設けてはいけないと思う。ただ、電力の場合に、例えば規制料金、ユニバーサルサービスを含めてやるというのは、やはりベース電源をなかなか持つことができない普通の事業者は、新規参入者はできないと思う。それが市場がうまく機能して、ベース電源の市場がある程度機能して、そこが第三者が買ってくれるようなものであれば、これは新規参入者はもっと増えているわけですが、結果として、やはり電力会社も別に市場に出す必要はないということもあれば、それは電力の自由化というのは、50キロワット以上をオープンにしているにもかかわらず、なかなか新規参入者が出てこないとなる。こういう場合には、やはり電力の代替というのが、競合するところが少ないから、消費者保護の観点からすれば、ある程度の規制料金を残して、徐々に減らしていくという、こういう措置が妥当だと思いますけれども。

例えばデータ的に、ガスの、この間調べてみたら、17%ぐらいもう――何十万キロワットでしたっけ、今の自由化の範囲内……

○ガス市場整備課長

10万立法メートル以上。

○柏木委員

10万立法メーターだ。10万立法メーターで約17%。60%が自由化して、17%が主に電力が供給しているということになりますと、やっぱり競合してオール電化の話もあれば、プロパンとの競合もあれば、LNGとの競合もあれば、いろんな意味で競合がそろっているというふうに考えれば、電力とはちょっと違った形で、規制料金を設けなくても市場がちゃんと機能しているんじゃないかと、こう思う。

ただ、いろんな意味で、消費者の保護とかいろんなことを考えると、ある程度の基準料金だとか、透明性というのはやっぱり必要だと思うんですよね。何もわからないで勝手に市場が決めろっていうと、やはりユーティリティですからそう簡単ではないとは思っていまして、私の提案というか私が考えたことは、標準的な例えば家庭であるとか、そういう標準的な料金とは幾らぐらいですという、こういうのはやっぱりオープンにしていただくと。これはもちろん今のガス事業者もおやりになるでしょうし、新規参入者も同じようにやるでしょう。プロパンも同じように、標準的な家庭の料金というのは。プロパンの場合には熱量倍ですから、ちゃんと熱量ベースで、

誰が見ても話がわかるような形で整備しておくということぐらいが、現状において自由化のメリットが出てくる大きな力になるんじゃないかと私は思っています。

○山内委員長

ありがとうございます。次に古城委員、どうぞ。すみません、永田委員が先でしたか。古城先 生。じゃ、古城委員、どうぞ。

○古城委員

11ページの論点ですと、電気の場合と違った取り扱いをするって書いてあるんですけれども、 私はガスは電気と違ってはいないと思っています。やっぱり電気と同じような取り扱いにしたほ うがいいんじゃないかということになります。自由化はもちろん料金規制、撤廃するのが理想論 ですけれども、みんなが心配しているのは、制度は自由化したけれども実際にその参入がなかっ た場合は市場が機能するという話にならないわけですから、そのときのためにどういう制度を用 意するのかっていう、この論点ですから、やはり電気と同じになるんじゃないかということだと 思います。

基本的に、都市ガスというのは、プロパンよりも経済性がないところはやっぱり入ってないわけで、そこはプロパンの世界。それから、経済性があるところに都市ガスが入ってきて、非常に都市ガスの経済性があるところはほとんど都市ガスがあって、プロパンはほとんど入れないという状態になるわけですね。それは都市ガス形態でガス体を供給したほうが安いからということですね。ここでは理論上はプロパンと競争しているんですけれども、だからといって都市ガスを規制しないと、都市ガスを本当は安く供給できるポテンシャルがあるというのに、供給されないから公益事業規制で料金規制をしているわけです。

自由化をして、ほかの格好の競争者が都市ガスを供給するようになったところは、競争で守られますから料金規制の必要はないと思います。普通のプロパンなどよりも都市ガス形態のほうが安く供給できると。しかし、新規参入者が入るほどの利益性がないというところは、都市ガスが一番安いんだけれども、競争がないという状態になりますから、それは実際行われるのは、料金をプロパン並みに上げるということだけに終わってしまうわけで、それを考えて自由化しているんじゃないと思いますので、そういう悪い結果はないようにしておく必要がありますから、都市ガスは都市ガスのコストと適正基準に合わせたようなレベルに都市ガス料金を抑えるという、この必要性は決して自由化後も消えないと思いますね、競争が入るまで。だから、まず1つ、規制なき独占の問題はやっぱりあると。これは、要するに都市ガスの経済性が有利でないエリアでは、都市ガスが一番いい形態だけれども、新しい競争にさらされないという問題が出てくると。

それから、理想的に改革が働けば、競争者が参入して競争で守られるんですけれども、参入障

壁はいろいろありますから、うまく競争者が入ってこないということになりますと、これは制度 だけ自由化して、料金値上げすることは可能ですけれども、競争相手がいない、こういうことに なります。これもやはりまずいわけですから、安全のためには、やっぱり競争がうまく機能する までは補充的な料金規制を置くという必要があると思います。

あと、皆さんおっしゃるように、今の料金規制は、料金体系規制、かなり問題があると思います。コストに見合ってませんからね。需要家コストを全部基本料で取らずに従量料金で取るとか、いろんなところにゆがみがありますから、これは直さないといけないというのは前からの宿題だと思いますので、こういうのは補充的な料金規制をする場合でも直しておく必要があると思います。それで、具体的には、整備した上で上限料金のようなものを残しておくということですね。残しておくって、規制はやはり必要じゃないかと思っております。

それから、もう一つは、ちょっとよく考えてはおりませんけれども、標準料金のようなものを情報提供するという義務も事業者にはかけておく必要があると思います。これは、心配というか、プロパンでもそうですけれども、事業者が自由に料金つけていると、一体どれが標準的な料金かってわかんなくなってしまいますから、自分が高いんだったら、もし標準料金より高い料金を請求されて、どうして高いんですかって、消費者が疑問を持って行動できるようにしてあげる必要はありますので、そういうものは用意しておく必要があるんじゃないかと、こういうふうに考えております。以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。それでは、永田委員、どうぞご発言ください。

○永田委員

今、皆様ご発言の、競争なき独占を排除するために、一定の期間もしくは一定の料金規制を導入するという、総論については私も同意でございますけれども、一方で、違う視点で、今まで一般ガス事業者のヒアリングの中で、かなりの規模の中小、つまり規模が小さく、1万戸以下の事業者の方とか、損益はわかりませんけれども、売り上げ規模、それから供給戸数からすると、相当経営的が厳しいような事業者があるのではないかと思われます。

そういう中で、競合他社がなくて、自由料金になった場合、そのマーケットでは事業者は値上げの余地があると思われます。それによって財務的に一定の改善が図られる結果になります。そういう環境もある意味では必要かもしれないと思われます。それが競争力のない事業者を延命させるという意味ではなくて、別の見方として、業界の再編を促すきっかけになります。要は、再編・統合を促す中小の事業者の方が合従連衡もしくは統合して、競争力のあるような事業形態に転換を後押しする効果が期待できます。企業買収の世界ですと、のれんは超過収益力を表現し、

ある程度値上げの余地があるということになり、こののれんが買収の価値を上げる要因になり得るのではないかと思われます。これはちょっと仮定の話でございますけれども、そういう意味でいうと、ある意味では自由料金にして競争力をつけるための料金制度というのも、料金規制を制限する合理的理由になり得るのではないかと考えます。以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。橘川委員、どうぞ。

○橘川委員

先ほど引頭委員が言われたように、この小売自由化のやっぱり一番重要なポイントは、需要家が供給者を選べるというところだと思いますので、そこのところのスイッチのコストを可能な限り下げるというところが一番大事なポイントのような気がします。思い起こすと、第2グループのときに無償配管のことが問題になりましたけれども、いろんな見方はあると思いますが、片方が規制分野で、都市ガスのほうが規制分野で、LPのほうが自由であるというところが一つの問題を発生させる背景にあるような気がいたしますので、今度、両方自由にするのであれば、基本的には、ガスの事業者の方がある意味で自由に意思決定できるような環境をつくるということが非常に大事なポイントでありまして、今皆さんが言われたような最低限の規制はある程度入ったほうがいいと思いますが、基本的には自由にいろいろ意思決定できる状況をつくるということを頭に置いといたほうがいいんじゃないかと、こういうふうに思います。

その場合、自由同士で競争になったときに、多分今までのヒアリングで4つぐらいのパターンの競争が見えてきたと思うんですけれども、電力が入ってくるという、電力が新規参入するというパターンと、ガスの卸売が小売に出ていくというようなパターンと、都市ガスの小売同士の競争が始まるというパターンと、LPと都市ガスの間の競争というようなパターンという、4つぐらいの条件が出てきたと思うんですけれども、それぞれのスイッチがやりやすいようにする。例えばメーターの扱いをどうするのかとか、あるいはガス器具の扱いをどうするのか。私は単純に、無償配管といいますか、ガス器具サービスつき、設置サービス、撤去サービスつきの競争とかっていうのもあり得ると思うので、イコールな条件でないというところが問題だと思いますので、その辺は非常に自由度を高めるような形の競争にしていく。

そうすると、必然的に、ここで今都市ガスの範囲で議論しているわけですけれども、LPガス 業界の競争のあり方と、あるいは電力との関係もそうかもしれませんけれども、消費者から見て そこのところの関係がゆがまないように整理するというふうな調整が必要になってくるんじゃな いかということを感じます。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。そのほかにご意見ありますか。それでは、オブザーバーの方で。じゃ、 関西電力さん、どうぞ。

○関西電力

すみません、関西電力でございます。論点の4の利用者の保護の観点のところなんですけれども、小売事業者に課すべき義務ということなんですが、私ども新規参入者としましても、お客様に適切に小売事業者を選択していただけるということのために、丁寧な情報提供とか説明はしっかりやっていくという所存でございます。ただ一方で、お客様が実質的に選択肢を確保するためには、小売事業者からの情報提供とか説明といった私どもの努力だけではちょっと不十分な面があるというふうに考えておりまして、それ以前に、小売事業者の切り替えといいますか、スイッチングの手続の効率化とか簡素化とか、あと、小売事業者がお客様に提案活動をやりやすくするためのお客様情報へのアクセスといったものも整備をしていただくということが、一つ前提になるのかなというふうに考えるところでございます。

特に、小売事業者の切り替えの手続についてなんですけれども、現状ではお客様一件ごとに一般ガス事業者の導管部門のほうに託送の検討依頼を我々行っているわけなんですけれども、その検討料が1件当たり20万円かかるということと、検討期間も2カ月以内ということで、少し長いと我々は感じるわけで、やっぱり家庭用ということになりますと、速やかに切り替えができないんじゃないかなというふうに考えるところでございます。今のやり方のままでは、家庭用まで自由化範囲を拡大した場合に、大きな参入障壁になるんじゃないかなというふうに考えるわけで、抜本的な見直しをお願いしたいと考えるところでございます。具体的には、検討料については、導管ネットワークの維持・運用にかかわる共通の費用として、一般負担といいますか、託送料金に含めていくという考え方もあると思いますし、検討方法も大きく見直せば、検討期間も大幅に短縮できるんではないかというふうに考えるところでございます。

それから、小売事業者のお客様に提案する際の支援という面では、お客様の年間の契約ガス量でありますとか、デマンドの値とか、ガスの使用実績とか、消費機器にまつわる情報とか、今の一般ガス事業者の導管部門が所有されているお客様の情報につきまして、全ての小売事業者が一般ガス事業の小売部門と同じように、公平・適切にアクセスができるような環境の整備というのも必要であろうかなというふうに考えておるところでございます。こうした情報というのは、新規参入者にとりましては、お客様に提案活動をする際に、生命線といいますか、本当に必須の情報だと思いますので、そのあたりも含めてご検討賜ればということでございます。以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。ほかにご意見。日本ガス協会、どうぞ。

○日本ガス協会

先ほどの議論でありました事前届出制の議論でありますけれども、これはガス事業者が自由化の段階になって、不当な料金設定をすることを抑制ないし監視する意味で、事前に行政に対して届出制をすべきというような議論だろうと思いますけれども、我々、今回の自由化になった段階では、料金の透明性というのは明確にしていかなければいけないというふうに考えておりまして、そういう意味では小口の料金の公開を何らかの形でしっかりとやることによって、お客様の皆さんに料金の情報をしっかり提供していくということをやっていかなければいけないと。それをやることによって、ガスの市場においてはかなり市場のメカニズムが働いて、市場のメカニズムが働くということは、監視がしっかり行われるということになるんだろうと思います。

これはなぜかといいますと、もし不当な料金を上げるということになって、そして、それがお客様の中でしっかりと伝達されるということになれば、お客様は、今の我々の経験からいえば、必ず需要をシフトさせていくということになります。これは自由化になれば、新しい参入者がいれば、そちらのほうに需要をシフトすることになるでしょうし、さらに、参入者がなかなか出てこない地域においては、確実にLPにシフトするなり、あるいはオール電化のほうにシフトするということは確実であります。

先ほど古城先生が都市ガスとLPとの間の競争力関係についてご説明がありましたけれども、一面では確かにそういう面はありますけれども、今までの我々の市場の動向をつぶさに見てみますと、こういうことが起これば、確実に必然的にLPのほうに徐々に徐々にシフトするということは間違いないわけでありまして、つまり、今でも都市ガスエリアの中にLPはいるわけでありまして、その中でLPに選択しているお客さんもたくさんいるわけであります。これはいろんなサービスの水準だとか、あるいはもちろん価格の水準もその地域であると思いますけれども、もしそのときに、今までは価格が低かったところを一挙に都市ガスが上げたということになれば、確実に我々は多くの地域でLPにシフトするだろうというふうに考えておりまして、そういう意味では、まさに市場メカニズムが働く環境にあるんではないかというふうに思っているわけであります。

したがって、そういう意味で、行政に対して事前届け出によって監視をしてもらうということ については、私は不要だというふうに考えております。ただし、何が起こるかわからないという ふうなこともありますので、これはぜひ事後的な監視というのはもしかすると必要になるかもし れないと。そういう意味からすると、ここに10ページにありますけれども、事後監視によって場 合によっては改善命令も発動するようなことも、検討する余地はあるのではないかというふうに 考えております。以上です。

○ガス市場整備課長

論点1-3に関して、規制なき独占というのを懸念した場合に、一部の事業者あるいは今のいわゆる一般ガス事業者を対象に、総括原価方式みたいな審査方法を残すのか残さないのかというところでちょっと確認なんですけれども、総括原価方式にしてしまいますと、割引の幅というのは相当絞られてしまうわけですね。今でも選択料金というのはありますけれども、それも含めて儲け過ぎていないかとか、料金が不当に高くないかということを審査するので、全てのメニューについて審査をしないと、料金審査というのは行政としてはなかなか事前にはやりづらいというところがあります。

その意味では、1回決めてしまうと、変更するためにもう一回、場合によっては審査も必要だとか届け出が必要になるということで、事前に総括原価のような原価積み立てを行政が確認するのは、料金の幅、自由度を持たせるという意味では、相当な制約がかかると。これはもう避けられないと思います。ということを前提にしたときに、規制なき独占というのが起こってしまっている地域には、それは何らかの措置を講じなければいけないかもしれないというご議論がある一方で、起こらない地域もあるかも知れないわけです。したがって、やるならば措置の対象をどう絞れるかは論点になると思います。

つまり、競争が起こっているにもかかわらず、ある一定の事業者だけに規制がかかってしまうと、その事業者だけ料金のメニューの幅が狭くなったり、あるいはそれが一つの標準とか目安になってしまって、そこに固定化するという可能性もあるわけです。したがって、競争者が存在する市場において料金規制を残すというのは、そういうデメリットというか、固定化効果というのは相当あると。

では、そうでない地域、例えば実際に参入がないとか、LPとの価格差が大きいとか、オール 電化が入ってない地域というのは、始めてみないとどの地域がそうなるかわからないので、ここ はどうも規制なき独占が起きているようだといってから料金審査をするというのも困難なので、 そのような事態が起きてから、それは幾らなんでも高くないですかという事後監視は可能だと思 います。ですが、総括原価方式の審査を絡ませようとすると、どの場合にそれを講じるのかとい う対象とタイミングというのは相当難しいだろうなと思います。総括原価方式を実際やっている 立場から、ちょっと感想を申し上げました。まず、規制なき独占によって消費者の方に結果的に 不利益が生じている場合のことを想定したときに、総括原価方式による審査という手法が必要な のか、そこまでは必要でないのかというところはぜひご意見をいただきたいところです。

○山内委員長

ありがとうございます。すみません、ちょっとどちらが先に挙げていたですかね、古城委員、 松村委員。古城委員。じゃ、古城委員、どうぞ。

○古城委員

料金規制の場合、必ず総括原価方式でやる必要はなくて、イメージとしては、自由化になって 料金だけは上がってしまったと、こういうことにならないような安全弁としてやる必要があるの で、毎回毎回、原価洗いがえということじゃなくて、どこかの形でベンチマークみたいな感じで 上限料金を考えて、それでプライスキャップみたいにして、キャップをかけるというイメージな んですけれども。

それから、もう一つは、やっぱり先ほど蟹沢さんのほうからいろいろ、そんな規制がなくても料金は上げないというふうにおっしゃったんですけれども、料金はやっぱり都市ガスはプロパンより安いんですね。安いから都市ガスが供給している。高くなる地域では都市ガスはやってないわけなんです。だから、都市ガスは厳然として安くなっているんで、今はプロパンと競争がありますし、それから全電化とも競争があります。だけれども、それで規制を外したらどうなるかというと、都市ガス業者が自分の利益だけ考えると、大体プロパンにも全電化にもとられないレベルというのはあるんですから、そこまで上げる力はまだあると思うんですね。だから、自由化したからって、そこは変わらない。

なぜ自由化できるかといったら、その部分を都市ガスの競争が入ってきて、その上げ幅を抑えてくれるからと、こういう期待があるから自由化しているわけで、その期待どおりにいかない理由というのは、ある条件のところじゃなかなかそうはいかないだろうし、また、さっき言った規制改革のときの手当てが不十分で、参入障壁を十分取り除かずに自由化してしまったといったら、東京ガスエリアでも、こんなに参入のポテンシャルが高いところでも、競争者は入ってきません。家庭用の都市ガスで参入するというのは、条件は非常に難しいですからね。私はそんなに確信は持てませんね。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。松村委員、どうぞ。

○松村委員

まず、そもそもなんですけれども、今回この場で基本的な方針を完全に決めてしまうのは難しいと思います。まだ議論していない他の項目と密接に関連しているからです。競争が十分に起こりそうで、総括原価に基づいたきちきちとした規制が必要でないと思われるほどに、例えば取引所を新たに整備するとか、そういうようなことがきちんとできるということなら、総括原価できちっと縛った形でのかなり厳格な上限価格規制は要らないかもしれない。逆にそちらのほうが全

然進まない、形だけでとても機能しそうにない競争環境整備でお茶を濁すという惨状になっても、 もう先にこちらを議論して、先にこちらを決めたから、総括原価に基づく規制はなしですねと整理してしまうのは、やはりかなりまずいのではないか。

私はこの点については、もう少し先を見てから、競争環境の整備の改革が十分進む、かなり思い切った制度改革を行うということを確認した後で、そこまでやる必要はないという事務局案に同意するということを言いたい。したがって、現時点で事務局の方から論点として問いかけをいただいたのに、今この場では答えないという卑怯なことをしているわけですが、これは重要な問題で、この後の議論を見た後でないと軽々しく言えません。十分、競争環境の整備は進むかどうか、この後の議論を見させてください。

それから、日本ガス協会から、料金は当然に公表すると力強く断言していただきました。透明な形で競争するということを言っていただいた点は、感謝します。全てのガス事業者が完全に公開した料金どおりで売るのではなくて、そこからの若干のディスカウントみたいなことは自由にできると認めてほしいという点はヒアリングで十分に聞いているので、おそらくそれは前提なのだと思います。しかし今の発言からは、規制されなくても、少なくとも1個の約款は公表して、それで供給できる状況に自然になる、だったら、少なくとも1個の約款の届け出を義務づけても、実害は何もないわけですよね。あの発言が、この程度の規制には当然に反対しないはずと理解しました。

十分競争が進んで、消費者にデメリットがあるなどということはありませんと力強く言っていただいたわけです。届け出た最低1つの約款が、あるいは料金水準が届け出られて、それで供給するかどうかは別として、消費者はその約款に従って買おうと思えば買える。だから、これを上回るような料金では無理やり買わされることはない、と安心できる。したがって私が言った規制を入れたとしても、痛くもかゆくもないということを言っていただいた、この程度の規制については支持すると言っていただいたと私は理解しております。その上で、規制は全く不要だというぐらいに、実際にお客さんが自由料金に十分満足して、届け出られた約款はほとんど使わないことを期待しています。もっと安い、もっと便利な約款がいっぱい出てきて、届け出られた料金約款を選択する人が仮に殆どいなくなったとしても、私は、それはそれで問題はないと思います。

それから、競争に関して、東京ガスの供給区域内ですらLPガスが入っている例があるという 事実は、十分認識しています。だからといって、それが競争圧力になって価格の上げが抑えられ るとは、私には到底思えない。LPガスと競争しているから規制は一切不要だというのは受け入 れかねます。同様に、オール電化と競争しているというのも事実だと思いますが、これに関して も、そもそも都市ガスを供給するのにコストが高く、都市ガスに不利な地域で、実際に物すごく 需要を取られているというような場合には、まさにこれが歯どめになるということはあるかもしれませんが、全ての地域で、特に大手の地域でそれが本当に完全な歯どめになるかどうかに関しては、確信を持っていません。

それから、現在の大口ガス市場の競争に関しては、柏木委員から電気に比べて新規参入者のシェアが高いというようなご指摘はあったかと思います。しかし、第1回のときにも言って、もう一度繰り返して申しわけないのですが、それは一面の真実にしか過ぎないと思います。強力な競争者がいるということは私たち十分認識していますが、強力な競争者は非常に少数だということも私たちは認識する必要はある。電力会社は強力な競争者です。今回、関西電力が小売市場にも積極的に出ていくということを言っていただいて、私たちは物すごく勇気づけられたわけですが、一方で、関西電力は副社長が電気料金審査の場で、大口ガス市場に関しては契約更新の際に契約を更新しないで撤退する、LNGは発電のために使うなんていうことを平気で言ったりする訳です。その場にいた者は、私を含め心の底から心配した。こんな事態だってあったわけです。電力会社の都合次第でいつ競争がなくなるかわからないという、そういう怖い状況、脆弱な競争基盤だということは認識していただく必要があると思います。

逆のことを言うようですが、一方で、ガスは電気と比べても大口と小口の料金はかなり違い、 しかも小口の段階でも逓減料金になっている。比較的大口のユーザーに優しい料金体系になって いると思います。そうすると、関西電力が指摘したアグリゲーションがきちんと制度で位置づけ られ、卸価格が監視されて、マーケッターという形で入ってこられるという競争の圧力が機能す れば、大手の範囲でも相当に大きな競争圧力になると思います。この制度がちゃんと機能すると 期待できる程制度改革が進むことを見極めた上で、強い規制は必要ないということを後ほど発言 することってあるかもしれません。これについてもこの後の卸供給だとかの議論を踏まえた後で、 骨抜きになってしまった、これでは不安だということになれば、この点この段階で再度発言させ ていただきます。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。そのほか。じゃ、日本ガス協会さん。

○日本ガス協会

今、松村先生がほぼ取りまとめをしていただいたような状況下で、ちょっと1つだけ、この段階で私が発言するのもせんないことかもしれませんが、LPとの関係で市場を見る認識が少し異なっておりますので、その辺についてはちょっと触れさせていただきたいと思います。

確かに、古城先生おっしゃるように、多くの地域で都市ガスのほうがLPより価格が安いというような状況でありまして、そこまで値段を上げられる余地があるんじゃないかというようなこ

とをおっしゃっておられますけれども、もし我々が自由化になって小口の料金をしっかり開示していうことになったときに、ダイナミックな市場の中では、必ずLPが自由な料金を設定して、取りにくるという可能性が非常に高いわけであります。その可能性は非常に大きいだろうというふうに思っておりまして、それからさらに、今大きな電化志向が既築でも起こっているというような状況にありますから、料金を不当に高くしていけば、間違いなくそちらのほうにもシフトするというようなこと、これは一遍にとは言いませんけれども、時間をかけてシフトすると。そういうことが我々はしっかり予見できますから、間違いなく私どもは不当な値上げをすることはないだろうというふうに考えております。

ただし、先ほど松村先生がおっしゃったようなリバランスの問題については、この自由化の段階でどうしても改善したいという事業者が出てくるかもしれないと。そのときにその値上げをどのように評価するかと。これを不当と言うかどうかということについては、よくこの中で検討していただく必要があるんではないかというふうに思っております。以上です。

○ガス市場整備課長

どれぐらい競争が起こるかということの予測と実態を見ながらということで、どういう制度をあらかじめ準備するかということだと思いますので、競争が全体としてどれだけ起きそうかというのは、これから予定している託送制度のあり方とか卸市場のあり方とかも含めた上で、それだとするとこれぐらいの競争が予測されるから、じゃあこの程度でというご議論はあり得るということで承りました。

上限の話もありましたけれども、これも上限を幾らかって我々が目安を定めると、これも計算をしなければいけません。我々はガス事業を自分で営んでいるわけではないですから、営んでいる方々に聞きながら、結局幾らぐらいかかっているんですかというところから始めなければいけないので、何か目安の料金をあらかじめ決めるという手法は、必ず計算が必要になってくる。それによる固定化効果は先ほど申し上げました。それをどう考えるかという論点は残ると思います。

一方で、どんなに競争が起きそうだと思っても、局所的には実態として規制なき独占というのが生じてしまうかもしれない。それによって価格が不適切な動きをする可能性があるかもしれない。そういうときには、事後監視あるいは事後規制というか、もし起こった場合には、登録制でも命令があるということが論点1-2にありましたけれども、そういう命令も含めてできる、その前段階として、どうしてその料金になったんでしょうかと報告徴収をかけるということは、電気事業法でもやることになっていますし、ガスで今でも報告徴収制度はありますから、起こったその局所に対して行政がいろんなことを調べて、その上で必要な命令をかけるということはできます。それも要らないというご意見はなかったと思います。

したがって、あとは、ここがおかしいのではないかと行政がきちっと把握できるのか、あるいは、把握するためにあらかじめ提供される情報がある方が良いのではということで、届出とか公表の話があると思います。実態上、公表される以上、役所も見られるわけですから、それで十分だと思うのか、それ以上に我々が情報を把握するための手段が必要かというご議論であったと思います。

ちなみに、比較できることが大事だというご意見があったので、既に自由化がされている欧州諸国において、インターネットでどの事業者が一番安いか比較するサイトがあるということで調べました。イギリスの例を見ますと、確かに民間事業者がそういうサイトを運営していて、自分はどこに住んでいて、どういう家であるということを入力すると、どういう料金メニューがそれぞれの会社から提供されているか出てくるというのがありました。ちなみに、イギリスでは行政に対するこうした情報の届出義務はありません。特に公表義務はないのですが、そのサイトに登録していないとお客さんに気づかれない状況が存在しているので、事業者から率先して登録がなされているようです。

イタリアでも同じようなサイトが運営されているのですが、これは行政のガイドラインで、サイト運営事業者などに積極的に自社の料金を出してくださいと要請されています。それに則ってサイト事業も運営しやすくなっているということもあるでしょう。そういうサイトが実態として登場するためには、どういう手当てが必要かという点でこの検討は進めていきたいと思います。いずれにしても、改めて審議の機会を設けることで承りました。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。そのほかに。どうぞ、橘川委員。

○橘川委員

皆さんの議論を伺っていると、規制なき独占がどの程度起きるかだとか、競争がどういう形で起きるかというのは、やっぱりどうしても人によって大分意見も違うと思いますし、予想し切れないところがあって、今回の制度設計でなるだけいいものをつくるというのは当然だと思うんですけれども、大原則として、実際制度を動かしてみた後にきっちり制度を見直していくんだということは、やっぱり確認しておいたほうがいいような気がいたします。

それの具体例なんですけれども、さっきLPの話が出ましたけれども、私、さっき競争の幾つかのパターンがあると言ったんですが、電力がガスに入ってくるという場合のガスの中身は、関電と東京ガスはコーブポイントから買うし、大阪ガスと中部電力がフリーポートから買うわけで、同じ財で競争になろうかと思うんですけれども、ガス同士、都市ガス会社同士でもそうだと思うんですが、ちょっとここでの議論で抜けているのは、LPと都市ガスというのは必ずしも料金だ

けで競争しているのではなくて、非代替性みたいなところもあるということを注目しておかなき やいけないんじゃないかと思います。それはやっぱり熱量の違いがあるから、東京ガスエリアで も中華料理屋さんはLPを使ったりするということもあるし、あるいは、非常時の軒下在庫とい うところを買って、横浜の77の中学校はこれから都市ガスエリアだけれどもLPガスも使うとい うような話になるとかっていうところもありますから、必ずしも料金だけの戦いじゃなくて。

私は決して、蟹沢さんが言うほど、今LPガス業界は立派じゃないと思います。ある意味でコストを下げる条件はあるんですね。既にシェールLPガスはこの1、2月だけで100万トンも入ってきているわけです。シェール天然ガスのほうはまだ入ってきてないわけで、本格的にいうと。そういう意味で考えると、LPのほうが下げられるはずなんですが、この間、LPガスの需給見通しをやったんですが、工業用と化学原料用と都市ガス注入用については増えるけれども、家庭用ではかなり減るという話なんですね。つまり、安い玉が来ているんだけれども、それが家庭用の市場まで回っていないというあたりにLPガス業界の持っている、つまり、安くしてないというような問題点がまだあるんじゃないかと思いますので、LPがいるから価格値上げしないで競争せざるを得ないというほど単純な話ではなくて、将来的にはそういう可能性あるかと思いますけれども、むしろ今、非代替性のところで都市ガスエリアでLPガスが入っているというふうに考えたほうがいいんじゃないかと、こういうふうに思います。

○山内委員長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。ありがとうございました。それでは、時間の関係もありますので、この論点1-3と1-4ですけれども、皆さんご意見伺っていると、やっぱりいろいろ競争の実態あるいは競争がどうなるのかということについての認識といいますか、その辺が少しずつそれぞれの方によって異なっているというふうに思っています。結局、競争がどうなるかによって、公的な介入が必要なのかどうかということが決まってくるんだけれども、先ほど何人か、松村先生がおっしゃったのかな、競争がどうなるかということについては変数が多くて、その変数それぞれについていろいろ数値を当てはめてみないと、出てきた方程式の答えが違ってくると、こういうことだと思います。その意味では、先ほど課長もおっしゃっていましたけれども、これからいろな論点について議論をしながら、最終的にどうするかということをもう一度議論するような、そういう段取りがよいのかなと思いますし、それから、橘川委員がおっしゃるように、それというのは情報が不完全なので、少し回してみて、ローリング的にという、そういう余地も残していかなきゃいけないと、こんなふうに思っております。

個人的に私、皆さんのご議論の基本的ことの合意点だけを言うと、基本的には自由化をするんだというのは皆さんの合意としてあって、それに対して、料金に対する消費者保護といいますか、

あるいは情報の問題、あるいはそういったマーケットのゆがみですか、そういったものを防ぐために競争に応じて何らかの公的な介入があってもいいんではないかというご意見もあったということです。それのやり方が上限なのか届け出なのか、幾つか分かれたということだと思います。ただ、基本的には消費者の方に情報をきちっと出すというようなこと、これは皆さんの合意としてあって、それは事務局のほうのご提案の中にも、小口の情報提供の問題とか、あるいは標準的な料金とか最も高い場合の料金のパターンを出すとかって、こういうことがありますので、基本的にはこれは皆さんお認めいただいたというふうに考えています。それが論点の1-3ですけれども。

論点の1-4のところについては、それほど大きなご意見は委員の皆さんからはなかったというふうに思っておりますけれども、これは消費者保護全体についてということになりますけれども、それについては、契約前に例えば料金とか供給条件について、例えば書面で説明するとか、あるいは契約後にも書面の交付を求めるとかインターネットを活用するとか、こういうことが基本的なパターンとなるかと思いますけれども、それについては皆さんの同意が得られたというふうに考えます。以上、論点の3、4でございますが、続いて論点の5と6、これについてご議論したいと思います。

論点の1-5が、安定した供給確保の観点からガス小売事業者に課すべき義務ですね。それから、論点の1-6が最終保障サービスの必要性についてでございます。これについて皆さんのご意見を伺いたいと思います。いかがでございましょうか。特にございませんか。どうぞ、引頭委員、お願いいたします。

○引頭委員 ありがとうございます。論点の1-5の供給能力の確保の点についてです。自由化したことによって、行政が日本全体のガスの状況を把握できないということになりますと、先ほどの議論でありました様々な是正命令をする際に、全体感がない中で行っていくというのはとても難しいことだと思います。そう考えますと、何らかの形でこうした義務を課すことは必要だとは思います。ただ、先ほどのご議論のように、将来卸取引所といったものが整備され、取引も活発化しているなかで、こうした報告義務がいわゆる既存事業者だけだということになりますと、またそれはそれで問題がでてくる可能性があります。いろいろな状況を踏まえながら、制度を考えていくべきと思われます。

それから、最後の論点の1-6の最終保障サービスについてですが、ご提示いただきましたように、通常のビジネスベースという点においては、先ほどの橘川先生からのお話にもありましたが、ある意味ガスは代替可能性があるものだと考えますと、現在課しているような最終保障サービスというのは不適当ではないかと思います。ただし、有事といいますか、突然供給をやめると

言われた場合、消費者にとって困った事態となってしまいます。つなぎ供給という言い方がいいのかどうかわかりませんけれども、そうした手続上のなんらかの担保は、これとは別の観点から別途確保はしていく必要があると思います。以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。これについてはほかにご意見。すみません、杉本委員。

○杉本委員

最後のページ、16ページの(3)で、一般ガス事業者はというところから、熱エネルギー源としてLPガス、電力、石油の代替手段が比較的容易に確保されると書いてありまして、私どもの家庭用の自由化について検討する場合には、もう少しデータが欲しいというふうに思っています。大口利用者の地域単位での新規参入件数ですとか、既にガスの自由化がされている欧米での家庭用小売価格の推移とか、それから、どのような業者が選ばれているか苦情事例とかが知りたいということと、それからもう一つ、日本のLPガスの販売での原料価格、小売価格の推移とか取引の苦情事例などを出していただけると、検討できると思います。

○山内委員長

この辺のデータは今すぐにというわけにはいかないでしょうけれども、いかがですか。

○ガス市場整備課長

先ほどの3と4でも、競争条件でどういうことが起こり得るのか踏まえながらとの指摘がありました。枠組みが決まった上で、その枠組みが仮にどの国かの枠組みに近いのだとすると、その国ではどういうことが起こっているかは示せると思います。そういう情報を示した上で、3と4については改めて議論するということです。その際には参考情報を提出したいと思います。ここの「比較的」と書いてあるということと、あとは、都市ガス内でももちろん事業者が複数いれば、こっちがうまくいかないならあっちに変えられるという可能性はあると思います。都市ガス内あるいは都市ガスとその他のエネルギーとの競争を見た上でということだと思います。

○山内委員長

そういう取り扱いでよろしゅうございますか。ありがとうございます。そのほかに意見は。松 村委員、どうぞ。

○松村委員

有事の場合を除くと、最終保障サービスに関して言えば、先ほど1-3のところで出てきたた ぐいのある種の料金規制が残るのであれば、つまり、少なくとも1つの約款は届け出て、これで は供給してもらえるという最低限のところができていれば、事実上、非常時の供給に関しては、 それでこれに対応する機能を十分果たせるし、普通に電気の発想で最終保障制度を整えれば、そ れよりもはるかに高いというか、2割ぐらい高い水準のものが出てくるから、無用の長物になると思います。したがって、ガスに関しては、それは要らない、切り替え時のルールさえ整備しておけばいいのではないかと思います。ただ、1-3のところで、少なくとも1つの料金を届け出というのもやめるというようなことになったとすると、ちょっと状況が違うので、再度意見を申し上げます。しかしそれに関しては反対意見はなかったと思いますので、最低限それは実現するだろうということを前提として、これはなくてもいいと思いました。以上です。

○山内委員長

永田委員、ご発言いかがですか。

○永田委員

私から、論点1-5の小売業者に課すべき義務のところで、ここでは14ページのところに、最終的にさらにというんですか、小売事業者の供給能力が確保しているか否かをあらかじめ行政が確認するために、小売事業者に対して、どの地域でどの程度の量の小売を計画し、必要なガスをどのように調達するか、事業計画等の形で提出する、この事業計画等というの、これが非常に定義というか範囲が難しいと思っていまして、一般的に言う事業計画というのは、いわゆる資金計画も入るしB/S、P/Lも入るし、それから投資計画が入ったりとか、そのようなものが一般的な事業計画であると思います。

ここでは、それまでは求めていないと認識はしているものの、ここの定義をはっきりする必要があるとは思っていますし、もう一つは、先ほど登録制か許可制かとか、その議論の中で、例えば経理的基礎、技術的能力があるかとか、そういった要件が許可制の場合には例示されていましたけれども、例えば経理的基礎というのは、ある意味では事業計画と、範囲がどこまでこれがかぶるのか、どちらが広い範囲なのかどうかというのは議論があると思いますけれども、このあたりをもう少し整理して、なるべく自由に参入できるような形が整うためには、ここの登録制、許可制、どういう判断になるかもわかりませんけれども、登録制という前提があるとしても、この辺の事業計画と経理的基礎もしくは事業計画の範囲について、明確にする必要があると思います。以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。これは事務局から。

○ガス市場整備課長

事業計画という言葉を使いましたけれども、イメージとしては小売供給計画と言ったほうがよろしいのでしょうか。つまり、登録制あるいは届出制とした場合、最低限の情報として、名前、 事務所ぐらいは提出することとなります。その上で実際どれぐらいの量を売る計画なのかとか、 どの地域で小売事業を行う予定があるかということは、登録や届出の段階では確認できないですし、それは多分毎年度変わることだと思います。販売地域が増えるたびに登録をし直すのも煩雑である場合、それぞれの地域で大体どれぐらい小売しようという見通しが事業者にあるかは、全体像を把握する上で必要です。あるいは、登録をいただいても、一体どこで小売をするかは、インターネットで調べればわかるのかもしれませんが、それがまとめてわからないと、経理的基礎とか経営がきちんとしているかといった許可制であれば最初に確認することを後で定期的に確認するという趣旨ではなく、あくまでも登録制の趣旨の範囲内で、どれぐらい売ろうとしているか、どの地域で売ろうとしているか、供給に係る情報を集める必要があるのではないか。そういう問題意識でこの論点を出しております。

○永田委員

わかりました。一応、ここの参考事例として、内航海運業については、例示として資金計画、 船員配乗計画という、資金計画というのが入ったこともありまして、そういった資金的な裏づけ とか設備投資計画とか、そういったものも含めてここで事務局のほうで検討されているかどうか ということの確認の意味もありまして、質問させていただきました。以上でございます。

○山内委員長

それでは、橘川委員、どうぞ。

○橘川委員

論点1-6の最終保障サービスについてですけれども、基本的にはこれがなくていいというのには賛成です。ただ、その理由づけで、16ページの一番下に書いてある論点のところで書かれていることはわかるんですね。一般ガス事業が全区域カバーしていないだとか、熱エネルギー源としては他のものがあるとか、今までこれがなくても支障が起きなかったと。これで説得的なんですが、上のほうで「電気事業法では」って、上のほうの第3段落のところで、電気が国民生活や経済活動に必要不可欠な必需財であるという観点から最終保障制度が設けられているって、こういう文章があって、杞憂かもしれませんけれども、熱エネルギー源もやっぱり国民生活にとっては必要不可欠な必需財であるということはどこかに明記した上で、その上で下のような条件があるから最終保障サービスは外すってやらないと、電気のほうが上だみたいなイメージにとれなくもないので、そこのところだけちょっと気をつけた方がいいんじゃないかと思いました。

○山内委員長

ありがとうございます。古城委員、どうぞ。

○古城委員

この論点1-5の安定した供給確保の観点からというので、これは安定供給の問題は、大所高

所から日本全体でこれだけの需要が見込まれるんだけれども、供給するLNGは確保されたいと、こういう問題が出ると安定供給に支障が出るわけですよね。そういうことが起きないようにするには、今言いました小売事業者に供給義務というのを課すというのはいいと思うんですけれども、小売事業者は恐らくその場合は長期契約でこれだけガスを確保しますと。あと、スポットでこれだけやりたいというふうに言うんです。これはある程度希望的な観測ですか、不確かなものになると思うんですけれども、それは許容せざるを得ない。そこまでぎちぎち本当に調達できるのかって言っていると困るわけで。

ところが、大きな問題は、そのスポットで調達しようと思っているんだけれども、大所高所から言いますと、本当にガスを、LNGを調達してくる事業者があんまり信用できないんで、もっと100、需要があるのに90しか手当てしてないって、こういうふうになっていると、小売事業者の計画が不確かな部分があって、それが全体として本当に調達してくる人が信用できるような、用意してないって、こういうことが起きるということを考えると、大所高所からの手当ても本来はしとかなきゃいけないということになりますよね。全部、小売事業者の安定供給義務というのをぎりぎりぎりぎり絞っていくと、小売事業者が動きがとれなくなっていく。といって、全然課さないというのはやっぱりまずいわけですから、その辺で……。原案に賛成です、これは、だから。小売事業者に課すというのは必要だと、こういう意見ですけれども、ちょっとほかにも工夫が必要かなという感じです。以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。これは事務局としてはどんなようなお考えをお持ちですか。

○ガス市場整備課長

日本全体でこれだけの需要がある場合に、例えば輸入量が確保されてないという話は、それは 今でもあり得る問題だとは思います。今はガス事業者の方々が、それだけ需要があるならば、こ れだけ調達しようと決めて、需要を見ながら事業者の方々が練った計画を行政が把握しています。 それで十分かどうかということですが、現在の制度でも、どう考えても需要に応じてない、供給 計画を全部足し合わせて足りない場合、その解決はあくまでも民間事業者の行動に任せている気 がします。

○古城委員

ちょっといいですか。今のですと、今は例えば東京地区だったら東京ガスが供給していますから、自分たちがこれだけ需要があると思うと、それで不足を起こさないように絶対手当てしてきますけれども、今後、ほかの事業者もいて、ほかの事業者は東京ガスに卸売で出してもらって買うんだって、こういう計画になっていますけれども、こう考えるというのは、東京ガスが、いや

いや、それそんなふうに買ってくれるかどうかはわかんないんで、かた目にというんで、ちゃんと手当てしないということは起きやすくはなりますよね、今より。自分自身の供給義務があるから、自分自身の供給義務のために必ず調達に手を打つというんじゃなくて、他人のために調達、卸売業者としてはもうかるんだけれども、当てにできないというので、ちょっとかた目に絞り込むということは、行動をとりやすいでしょう。自分自身の供給義務じゃないんですから。

○ガス市場整備課長

競争条件というか取引条件の話が入っているような気がすると思います。自分が優先的に小売をしたいから、他の人に卸さないということがもし過度にあれば、それは競争法上の問題があると思います。日本のその市場では需要がこれぐらいあるだろうなという範囲では、自分しか供給する事業者がいないなら、自分だけ見ていれば計算が成り立つけれど、他の参入があるのだったらどうだというご趣旨でしょうか。

○古城委員

今ですと、自分の需要のために供給不足を引き起こすと自分の責任ですけれども、今度は新規 参入者のためにまで本当は調達する必要はないわけですよね。卸販売でもうかる限りで調達する んだけれども、新規参入業者がこれだけガスを売るというので、うちから調達するつもりらしい けれども、もしかしたら調達しないかもしれないと。そうしたら、そのために調達せずに、いや いやと、焦げついたら自分たちの責任じゃなくて、小売事業者の責任ですからということが起き やすくはなるということです。

○ガス市場整備課長

卸してもらうという約束がそのとおりに実施されないというのは、繰り返しになりますが、取引の話だと思いますので。

○古城委員

ええ。だから、スポットを当てにするというあれだと思う。

○ガス市場整備課長

登録のときにちゃんとガスが調達できる話が整っているのかとか、そういう話が整っていることを前提に事業計画を出しているのかということの確認だと思います。我々が登録でいろんな事業者が参入するときに一番心配するのは、確保の目途が立ってないのにもかかわらず「売ります売ります」と言って、結局「すいません、売れませんでした」ということで消費者に一番迷惑がかかってしまうことです。最低限確保ができているかどうか、卸事業者さんとこういう契約ができているということも含め目途が立っているかを確認しなければなりません。例えば、スポットで8割調達したいと思いますと、申請があっても、スポット市場でそれだけの量が出てくる目途

がないと、書いてあるだけで実際調達できるかどうか相当怪しいとなる。そのような場合には、 登録の段階で、調達体制が整っていないとの理由で登録を拒否することもあるでしょう。事業計 画を見ただけで、本当にその調達でいいのか、その調達が実際できるかは確認する必要があると 思います。

しかし、その調達できない理由が、その小売事業者にあるのではなく、ガスをその小売事業者に売る側の問題であるならば、それは取引の話になります。全部できるという想定の上で出てきた計画は、計画として確認するということと、希望する計画が本来できるにもかかわらず、できない状態が存在するのであれば問題を取り除かなければならないということは、それぞれ別に議論すべきだと思います。後者の方は、卸市場が機能するかという議論の中で、そういう懸念が解消されるか議論をしていきたいと思います。

○山内委員長

次、永田委員はもう一度ご発言。そうしたら、柏木委員、お願いします。

○柏木委員

今、課長が言われたことに関して、私もそれを聞こうと思っていたところです。これは自由化ですから、本来、供給義務というのは今までとは全然違って、外れてくると。そこでいろんなビジネスモデルが出てくるということになるんだろうと思いますけれども、ただ、すごく重要なことは、市場というかマーケットが機能できるような制度設計にしていかないといけない。新規参入者、これは重油まで全部担保してというのはなかなか厳しい状況が多いものですから、それは大手が、例えば商社なりガス会社、電力会社等の調達したものに関して、ある一定の割合を例えば市場で購入できるとか、こういう、それも商品取引の、電気もそうですね。今後、電気も、何万キロワット、何千時間と、それが何年買えるとか、そういう先物取引のようなものをちゃんと入れることによって、事業は安定供給に資するような形にできるようになるというふうに思う。商品取引の市場の充実というのがこの安定供給には極めて重要だと、こうも思います。原則的には、今、前に課長がおっしゃったことに関しては、私も同感。

それで、あと、最終保障サービスというのは、これはどういうことかって、この間、ちょっと 古城先生がお話ししたのを聞いていて、なるほどなと思ったんですけれども、例えばネットワー クの都市ガス事業者がどんどんそこが過疎化してきて、もうネットワークを維持できなくなるん じゃないかと。本当に何万軒あったのが何百軒になるとか、そういう過疎。そのときに、じゃあ 最終保障は誰がやるかということになると、結局、答えはLPなんですよね。個別のボンベをそ れに持っていって、それでやるのが一番経済ベースが合うようになるということになりますと、 これも市場の中でうまく機能でき得るんじゃないかと、こういうふうに思います。 それから、もう一つちょっと言い忘れましたけれども、ガスも電力と同じようにディマンドサイドがデジタル化してくる。ガスメーターもスマートメーターになるだろうし、電力との共鳴もできるようになるということになると、非常にフレキシビリティーが増えてきて、需要ありきという契約からデマンドレスポンスの契約までできるようになると。これによってお金が還元されると。例えば、自分が調達できるガスの量をうまく最大限利用できるようにする。こういうガス版デマンドレスポンスというか、料金の少し変化も入れる可能性もありますし、あるいはネガワットに相当するガス需要抑制で、その分、抑制してくれたらバックが入るとか、こういうビジネスモデルを入れれば、この自由化のもたらす恩恵というのは非常に大きいと思っています。だから、この5、6に関しては、市場とかいろんなことを使うと、必然的にそれほど、市場がうまく制御してくれるんだろうという考え方を持っています。

○山内委員長 (だと思います)

ありがとうございます。そのほかに委員の方、ご発言ありますか。それでは、どうぞ日本ガス協会さん。

○日本ガス協会

安定供給確保のための小売事業の義務についてですけれども、安定供給に関してこれまでこの 委員会で私、何回か発言させていただいたところですけれども、このガスシステム改革を通じて 競争環境が整備されるというようなことになって、多くのプレーヤーができれば参加してくると いうような状況の中で、どうしても守らなきゃいけないのは、全てのお客さんに対する安定供給 ということを損なわないというのが、このシステム改革の大きなテーマにしていかなきゃいけな いんだろうというふうに考えているところでありますけれども。

ガスの安定供給に関して言えば、幾つかのポイントがありまして、1つは、今議論がありました安定調達ということですし、それからもう一つは、パイプラインがしっかり整備されて、既設でも新設でも拡張性を持って整備されているということが2つ目でありますし、それから3つ目に、何といっても保安の確保ということが安定供給の大きな要素だろうというふうに思っております。きょうはこの議論は小売のステージの議論でありますので、今言ったポイントの中で、特に安定調達とそれから保安の確保が非常に重要な要素だというふうに考えておりまして、安定調達という意味では、ここで言う供給能力の確保ということが表現されているんじゃないかというふうに思います。そういう意味では、小売事業者の義務としては、安定調達と、つまり供給能力の義務と、それからもう一つは、保安の確保というのが大きく義務として持つべきではないかというふうに考えております。

保安について言いますと、これから制度設計が論点として議論されていくわけでありますが、

どういう保安の業務を誰が担うかというところが大きなテーマでありますけれども、誰が担おうと、小売事業者は保安について明確な確保の一定の義務を持つべきだというふうに思っております。例えば、保安に関する必要な情報は常に販売事業者としては確保しておいて、保安をやる事業者に提供するというようなことが必要になってまいりますから、その問題が1つあると思います。それからさらに、災害時にどう対応するかというようなことも最低限必要な義務だというふうに思います。そういう意味で、最低限の保安に関する整備義務を、やっぱり供給能力の確保義務に加えて保安の確保というのも義務として負うべきではないかというふうに考えております。このことは決して保安を盾にして参入障壁を構築しようなんていう意図は全くありませんで、本来一番大事な安定供給を確保する意味で、小売事業者が負う義務として認識すべきだというふうに考えております。以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。松村委員、挙がりましたが、日本コミュニティーガス協会が先でしたので。どうぞご発言ください。

○日本コミュニティーガス協会

供給計画の義務づけということなんですけれども、あるいは今お話のあった調達計画というのを義務づけということとすると、先ほど登録制か届出制かに関して言えばそこで登録しないということの参入障壁、まさにハードルを高くするということになるんではないかということを懸念しています。調達できる能力のある事業者は、大手に限られているわけでありまして、その辺のいかに卸市場の整備ができるかとかとの関連だと思いますので、まさに先ほど松村委員がおっしゃったように、全体をまた見てみないと、登録制がいいのか、あるいは届出制がいいのか、あるいはこういったことを義務づけることによって参入のしやすさとハードルの高さというのがどうなるのかということが必要かと思いますので、ぜひそういう視点で、参入しやすいような形で、大手のまさにそれこそ独占にならないような形の仕組みということを考えていただきたいというふうに思っております。

○山内委員長

ありがとうございます。じゃ、松村委員、どうぞ。

○松村委員

委員の意見、事務局の意見を聞いている間は安心して聞いていたんですけれども、今、ガス協 会の発言を聞いてちょっと不安になったので確認させてください。

ここで言う安定した供給確保は、例えば10年後をにらんで、LNG基地をちゃんと造り、ガスの調達の契約をきちんとして、それで10年後にもガスが安定的にちゃんと供給されるだとか、あ

るいはホルムズ海峡が封鎖されたなどという緊急事態のときにどうするか、そういうたぐいの安定供給を言っているのではない。ここで言っているのは、ガスを売ると言っていたのだけれども、ガスが調達できなくなって、お客さんも切り替えるつもりでいたのに、ガスが入ってこない。そういういいかげんなことが起こったら、消費者の保護という観点で困るというレベルの話。これで10年後の基地の計画だとか、あるいは調達の計画だとも全部担保しようなどと考えておらず、その点については、もし必要であれば別建てで議論するということだと思います。そんな安定供給の話をここで持ち出したら、それこそ小売事業者というのは、ちゃんと井戸元での権益だとかあるいは長期契約だとかを確保していないと参入できないなどということになって、本当にとてつもない参入障壁になりかねない。そういう発想は入っていないということを確認させてください。

最も極端なことを言えば、これから卸市場というのをつくるわけですよね。したがって、卸市場ができるところでは、市場から調達してくるつもりというのだって、十分な供給力なはずです。もちろん、ビジネスモデルとして全部市場から調達するということを考えている人は少数かと思いますが、しかしそれだって立派な供給力というように見なされる程度の規制と考えている。高い参入障壁を課すのではなく、供給すると言っていたのだけれども、全然実現性がなくて消費者に迷惑をかけるというのを阻止するという、その程度のことだということはきちんと認識する必要があるのではないかと思います。

それから、保安に関してはこの後議論があると思いますから、意見は承りましたが、今回何を 決めたとしても、保安に関してはまだ何も決めていない、一切影響を受けないで、最適な保安の あり方をこの後議論するということは確認させてください。

○山内委員長

ありがとうございました。今、松村委員の意見の中で、マクロの話、長期的な話というよりも、 個別の小売で消費者保護のため安定供給確保だと、こういうこと、先ほどもそういった事務局か らのご説明もあったと思いますので、その辺は確認できているという私は理解であります。

そのほかこの点についてはいかがでございましょうか。よろしゅうございますか。伺っている限りは、何らかの形で、今まさに議論になりましたように、小売の場合に消費者の保護というようなことがあり、それに対しての需要に応じる供給能力の確保、こういったものの義務づけとか、あるいは、それに対して、先ほど供給計画という言葉ではなく、販売計画といいますか、そういうような、言葉はちょっと違うかもわかりませんが、そういった内容の形の確認をとるというようなことで、それに対する反対の意見はなかったというふうに思っております。

それから、最終保障サービスについても、これは幾つかの条件というものをご提示されたこと

もありましたが、基本的にガスについてはそういった規定は必要ないということで結論が得られるかというふうに思っております。

そういうことでよろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。それでは、最後になりますけれども、今後の予定について事務局からご説明願いたいと思います。

○ガス市場整備課長

次回、第8回は5月2日に開催することで委員の皆様のご了解をいただいております。次回は 導管事業に係る制度について議論いただく予定です。以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

本日の議事は以上ですけれども、何か特段のご発言あるいはご質問等ございますか。よろしゅうございますか。

3. 閉会

○山内委員長

それでは、以上を持ちまして第7回ガスシステム改革小委員会を終了いたします。本日は熱心なご議論をどうもありがとうございました。

——了——